令 和 7 年 度 決 算

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める健全化判断比率等の概要について

いわき市　財政部財政課

Ⅰ　指標（令和７年度決算に基づく本市の指標）

実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率は、算定されておりません。

実質公債費比率は６．１％であり、早期健全化基準の２５．０％を大幅に下回っていることから、全ての指標において健全となっております。

区　分	本市の比率	早期健全化基準等	財政再生基準	備　　考
●実質赤字比率	－	１１．２５％	２０．００％	実質赤字額は生じておりません。
●連結実質赤字比率	－	１６．２５％	３０．００％	連結実質赤字額は生じておりません。
●実質公債費比率	６．１％	２５．０％	３５．０％	
●将来負担比率	－	３５０．０％		将来負担額より充当可能財源等が大きいため、算定されておりません。
●資金不足比率	－	２０．０％		資金不足額は生じておりません。

※　資金不足比率は公営企業会計のみに適用され、基準は「経営健全化基準」と定義されております。

2 各指標の前年度決算との比較

実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率は、前年度同様、算定されておりません。
３か年平均で算定される実質公債費比率は前年度と比較し、１．０ポイントの減となっております。

区　分	前年度比率	本年度比率	比較
●実質赤字比率	－	－	－
●連結実質赤字比率	－	－	－
●実質公債費比率	７．１％	６．１％	△１．０ポイント
●将来負担比率	－	－	－
●資金不足比率	－	－	－

3 健全化判断比率の議会報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の長は、毎年度、前年度決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率等を算定し、監査委員の審査に付したうえで、監査委員からの意見を付けて当該健全化判断比率等を議会へ報告し、かつ、公表しなければならないとされております。

【指標解説】

①　実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

②　連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

③　実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

本比率が18%を超えた場合には、地方債制度のもとで起債発行に県知事の許可を得る必要がある許可団体に移行。

④　将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

⑤　資金不足比率

各公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率。

4　財政健全化計画の策定等

①　財政の早期健全化

健全化判断比率（指標解説①～④）のいずれかが、早期健全化基準を超えた場合には、主に以下の規制を受けることとなります。

ａ）議会の議決を経て財政健全化計画を策定・公表し、国及び県へ報告

ｂ）策定した財政健全化計画の実施状況を議会等へ報告し公表

ｃ）計画の実施状況を踏まえ、必要に応じた国・県の勧告

②　財政の再生

健全化判断比率（指標解説①～③）のいずれかが、財政再生基準を超えた場合には、主に以下の規制を受けることとなります。

ａ）議会の議決を経て財政再生計画を策定・公表し、国及び県へ報告

ｂ）策定した財政再生計画の実施状況を議会等へ報告し公表

ｃ）財政再生計画に国の同意を得ていない場合には、地方債発行の制限
（災害復旧の事業費の財源とする場合等を除く）

ｄ）計画の実施状況を踏まえ、必要に応じた国による予算変更等の勧告

③　経営の健全化

資金不足比率（指標解説⑤）が、経営健全化基準を越えた場合には、主に以下の規制を受けることとなります。

ａ）議会の議決を経て経営健全化計画を策定・公表し、国及び県へ報告

ｂ）策定した経営健全化計画の実施状況を議会等へ報告し公表

ｃ）経営健全化計画に国の同意を得ていない場合には、地方債発行の制限
（災害復旧の事業費の財源とする場合等を除く）

ｄ）計画の実施状況を踏まえ、必要に応じた国による予算変更等の勧告

※　ただし、当該年度の前年度の資金不足比率が経営健全化基準未満である場合であって、当該年度の翌年度の資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると認められる場合においては、経営健全化計画の策定を要しないこととなっています。

5 【参考】各指標の対象範囲

一般会計等	一般会計			実質赤字比率			
	特別会計		母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計				
			土地区画整理事業特別会計				
公営事業会計	公営企業会計	法適用	水道事業会計	資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
			工業用水道事業会計				
			病院事業会計				
			下水道事業会計				
			地域汚水処理事業会計				
			農業集落排水事業会計				
		法非適用	卸売市場事業特別会計				
			温泉給湯事業特別会計				
	その他の特別会計		国民健康保険事業特別会計				
			後期高齢者医療特別会計				
			介護保険特別会計				
			競輪事業特別会計				
	一部事務組合		公立小野町地方綜合病院企業団				
			福島県市町村総合事務組合				
			福島県市民交通災害共済組合				
			福島県後期高齢者医療広域連合				
	地方公社		いわき市土地開発公社				